

2022年12月13日

お取引先各位

株式会社松永製作所
岐阜県養老郡養老町大場 484
TEL:0584-35-1180
FAX:0584-35-1270

ヤマハ電動車椅子 特例措置に伴う対応の留意点についてのご案内

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素より、弊社製品をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

表題の件、ヤマハ発動機株式会社の2023年1月からの価格改定に関して、ヤマハ発動機株式会社にて特例措置が実施されます。それに伴い、弊社を通じてのユニット発注、ヤマハ電動付き車椅子の発注の際の留意点を下記にてお知らせいたします。

なお下記の下線部の留意点を順守いただけない場合、特例措置の対象外となりますのでご了承ください。ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

◎特例措置の背景と内容

補装具費支給申請中の案件において行政窓口での判定に時間が掛かるため、価格改定までに注文が間に合わない場合があるということから、上記のような案件についてはヤマハへ事前にご連絡することで価格改定前の価格にて販売となる。

◎注文手順・留意点

必要事項を事前申請書に記入し、ヤマハ発動機 JW ビジネス部宛に FAX にてご提出ください。申請書の内容に不備が無ければ、案件ごとにヤマハから管理番号が付与されて返送されます。事前申請済の案件について、特例措置を適用するには「ヤマハ管理番号」が必要となりますので、ヤマハから返送された申請書を発注書と合わせて弊社までお送りください。

◎ヤマハ事前申請書受付締切

2022年12月28日（水）11：00 まで

◎事前申請分受注締切

2023年3月29日（水）15：00 までにいただいたご注文に限り、価格改定前の価格が適用されます。ヤマハ受注締め切りは31日ですが、弊社がヤマハへ発注するタイミングがあり上記日程となりますのでご了承ください。それ以降は事前申請をしている場合であっても適用外となります。

◎現行価格での年内発注弊社締切

2022年12月23日（金）15：00 までにご発注いただいた場合は申請書無しでも改定前の価格となります。それ以降のご発注の場合は、申請書がないと改定後の価格となりますのでご了承ください。

以上

ヤマハ電動車いす 補装具費支給制度申請に伴う特例措置 事前申請書

月 日

ヤマハ発動機(株) SPV 事業部 JW ビジネス部 宛 TEL.(0538)32-2106 FAX.(0538)38-9217

販売店情報記入欄			
貴社名		ご担当者	
電話番号		住所	〒
FAX 番号			

申請中案件

No.	顧客名 (カタカナ)	都道府県	市区町村	検討している フレームのメーカー	ヤマハ管理番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※太枠内に必要事項をご記入ください。

※記入欄が足りない場合はコピーしてご使用ください。